

郡山市健康危機対策連絡調整会議設置要領

平成9年7月1日制定

平成27年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

(目的)

第1条 新型インフルエンザ等、腸管出血性大腸菌O157等の感染症、食中毒、飲料水、医薬品等により、市民の生命、健康に影響を及ぼすおそれがある重大な健康危機（以下「健康危機」という。）の対応、拡大の防止等について検討、協議をし、各部局間の連絡調整を図るため、郡山市健康危機対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 健康危機による被害発生の予防に関すること。
- (2) 健康危機による被害発生時の対応に関すること。
- (3) 健康危機による被害の拡大防止に関すること。
- (4) その他必要な健康危機対策に関すること。

2 連絡調整会議における協議の結果、対応が必要な事案については、所管部局長がその役割、権能に基づいて関係部局と密接な連携を図りながら対応するとともに、緊急の措置を講ずる必要があると認めるときは、市長に対し、郡山市新型インフルエンザ等対策本部又は郡山市健康危機対策本部の設置について建議することができる。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健福祉部保健所長、副会長には保健福祉部保健所次長の職にある者を充てる。
- 3 委員には別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡調整会議を代表し、その事務を総理する。
- 5 会長に事故あるときは、保健福祉部保健所次長の職にあるものがその職務の代理をする。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認める場合には、会議に医師、警察官その他委員以外の者の出席を認めることができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、保健福祉部保健所において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年7月1日から施行する。
(郡山市病原性大腸菌O-157対策連絡調整会議設置要領の廃止)
- 2 郡山市病原性大腸菌O-157対策連絡調整会議設置要領（平成8年8月1日施行）は、廃止する。この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
総務法務課長
人事課長
防災危機管理課長
政策開発課長
ソーシャルメディア推進課長
広聴広報課長
財政課長
市民税課長
市民・NPO活動推進課長
市民課長
市民安全課長
文化振興課長
生活環境課長
保健福祉総務課長
障がい福祉課長
健康長寿課長
地域包括ケア推進課長
介護保険課長
保健所総務課長
保健所地域保健課長
保健所生活衛生課長
保健所検査課長
こども未来課長
こども支援課長
こども育成課長
農業政策課長
産業政策課長
観光課長
道路建設課長
総合交通政策課長
都市計画課長
下水道総務課長
教育総務部総務課長
学校管理課長

学校教育推進課長

水道局総務課長

会計課長